

## 共同研究契約における経費の負担項目の改定概要

### 1. 改定による主な変更点

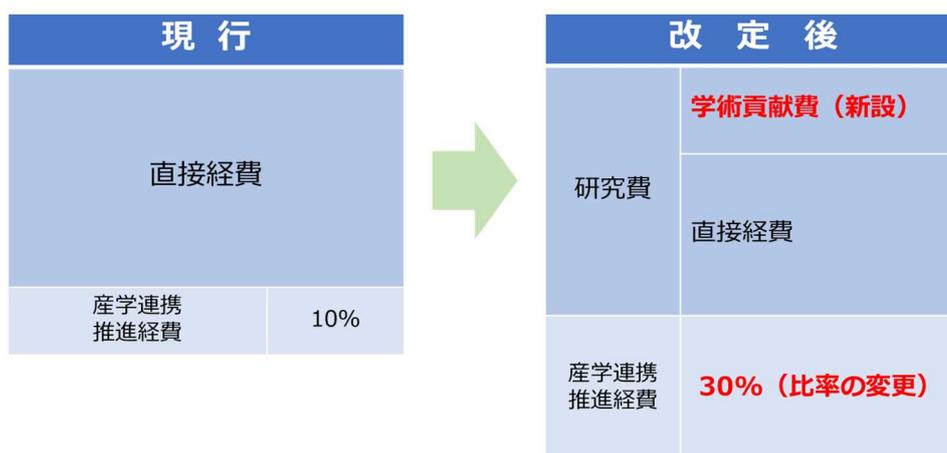
#### 1) 学術貢献費の新設

学術貢献費とは、本学研究者の学術的知見等の貢献度に応じた対価として、当該研究への貢献の度合いに基づき、研究者の裁量・判断によって計上させていただく経費になり、共同研究を実施する教員の研究領域に関連する研究費として活用させていただきます。

#### 2) 産学連携推進経費の比率の改定

本学では、ガイドラインを踏まえ、学内の必要経費について改めて試算・検討を行った結果、これまで直接経費の10%計上しておりました産学連携推進経費を、直接経費と学術貢献費を合算した研究費の30%に改定させていただくこととなりました。改定後の産学連携推進経費は、本学の産学官連携推進機能の更なる強化、研究環境の整備及び維持のために活用させていただきます。

### 2. 改定のポイント



### 3. 適用時期について

上記1)及び2)の改定は、研究期間の開始日が平成31年4月1日以降の契約に適用します。ただし、平成31年3月31日までに共同研究申請書が提出されている場合は、経過措置として学術貢献費を含まない従前の経費負担といたします。

